事務職

津山市育児休業代替任期付職員

登　録　試　験　受　験　案　内

令　和　８　年　９　月

津山市総務部人事課

津山市では、市長部局、教育委員会等において、育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく**「育児休業代替任期付職員」**を募集します。

申　込　期　間	**令和８年１０月６日（火）～令和８年１１月１日（日）**
試　　験　　日	**令和８年１１月１４日（土）**

※育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員（以下、一般職員）から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度に任期を定めて採用する正規の職員です。したがって、**勤務条件については原則一般職員と同様となります。**

採用及び任期については、育児休業を取得する一般職員の代替となるため、育児休業の取得状況により必要に応じて順次採用され、一般職員の育児休業請求期間に応じて任期が決定されます。

なお、一般職員の育児休業請求期間が変更された場合、任期についても更新、短縮される場合があります（最長3年間）。

１　募集職種及び登録予定人員

募集職種	登録予定人員	受　験　資　格	職務の内容
事　務　職 （　Ｘ　）	１５名 程度	平成２０年４月１日までに生まれた人で、高等学校以上の学歴を有する人	市長部局、教育委員会、水道局などで一般行政事務に従事します。

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア）日本国籍を有しない人

イ）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項（以下の項目等）に該当する人

・拘禁刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・津山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

２　試験方法

試験区分	科　　目	形式	時間	内　容
事 務 職（Ｘ）	基礎能力試験（SPI３）	択一式	120 分	職務に求められる基礎的な能力
	面 接 試 験	－	20 分	**集団面接**による口述試験

３　試験の期日及び場所

（１）試 験 日　　令和８年１１月１４日（土）
（２）受付時間　　午前８時３０分～午前８時５０分
　　※受付時間に遅刻した場合は受験できません。
（３）場　　所　　津山市役所２階会議室ほか（津山市山北５２０番地）
　　※当日は正面玄関よりお入りください。
（４）持参するもの　受験票、筆記用具（鉛筆ＨＢ又はシャープペンシル、消しゴム）
（５）提出書類　　・学業成績証明書（最終学歴校のもの）
　　・卒業（修了）証明書（最終学歴校のもの）
　　※試験日に提出できるようご準備ください。

４　採用までの流れ

受験申込	１０月６日～１１月１日
登録試験日	１１月１４日
合格発表	１１月下旬予定
採用	令和９年１月１日以降必要に応じて採用

（１）試験の合格発表は合否に関わらず全員に通知します。
（２）いずれかの試験科目において、一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格とします。
（３）この登録試験で合格されなかった人は、本人の成績（順位と総合得点）についての開示を請求することができます。（合格者については成績の開示はできません。）
　※開示請求される場合は、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、合格発表の日から１ヵ月以内に直接人事課窓口までお越しください。開示受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとなっております。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けしておりません。
（４）この試験の最終合格者は、試験区分ごとの「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登録され、育児休業代替任期付職員の任用の必要が生じた際に成績順に随時採用されます。採用は不定期であり、試験に合格し名簿に登録された場合でも、該当登録期間中に採用されない場合があります。
（５）この試験に最終合格した場合の採用候補者名簿有効登録期間は、令和９年１月１日から令和１１年３月３１日までの２年３ヵ月です。
（６）育児休業代替任期付職員として採用される前に、一般職員の産前産後休暇取得期間中に臨時的任用職員として採用される場合があります。
（７）受験資格がないこと、又は申込書に虚偽の記載が判明した場合は採用後であっても合格を取り消すことがあります。

５　採用等

（１）配属先については、採用に先立ち別途お知らせします。

（２）育児休業を取得する一般職員の代替のため、育児休業の取得状況によって随時採用されます。したがって、令和９年１月から必ずしも採用されるとは限りません。

（３）任用期間は一般職員の育児休業取得期間に応じて決定されます。育児休業の取得期間は概ね６ヵ月から３年までの期間です。

（４）一度採用されて任期を満了した場合も、名簿の有効期間内であれば再度採用されることがあります。

（５）一般職員の育児休業取得期間が変更された場合等には、任用期間が更新、又は短縮される場合があります。

６　勤務条件等

（１）任用期間が定められていること以外は、一般職員と同様の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）となります。ただし、育児休業の取得、育児短時間勤務を行うことはできません。

（２）初任給（令和８年４月１日現在）は原則として次のとおりですが、職歴等により一定の額が加算される場合があります。なお、今後の給与改定の状況によって、支給額が増減することがあります。

【事務職】

区　　分	初　任　給	加算された場合の上限額
高　　卒	２００，３００円	２６８，０００円
短 大 卒	２１６，５００円	２６９，０００円
大　　卒	２３２，０００円	２７１，０００円

（３）このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（最高４．６５ヶ月※令和８年４月１日現在）等がそれぞれの要件によって支給されます。また、一般職員に準じて昇給します。

７　受験の申込方法

（１）原則としてインターネット（電子申請）により申し込んでください。

下記 URL 又は二次元バーコードにアクセスし、申し込んでください。申し込み方法等の詳細については、次ページの「**育児休業代替任期付職員登録試験のインターネット（電子申請）を利用した申込方法**」を参照してください。

【津山市電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/city-tsuyama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61431

こちらからも読み取りできます

※インターネット環境がなく電子申請ができない方は、１０月２３日（金）までに下記の問い合せ先にご連絡ください。

（２）受付期間

令和８年１０月６日(火)午前８時３０分～令和８年１１月１日(日)午後１１時５９分まで

職員採用資格試験のインターネット（電子申請）を利用した申込方法

津山市電子申請サービスより利用者登録をした上で、申込内容の入力・送信

※前ページ URL またはニ次元バーコードから津山市電子申請サービスにアクセスしてください。利用者登録にはメールアドレスが必要となります。

▼

申込完了通知メールの受信

※申込内容の入力・送信後、整理番号及びパスワードが記載された「申込完了通知メール」が届きますので、確認してください。

※１日経過してもメールが届かない場合は人事課(電話０８６８－３２－２０４３）までご連絡ください。

▼

受理通知の受信

※申請内容について、問題なく完了した場合には、後日受理通知が届きます。なお、申込内容に不備等がある場合は、「申込内容の修正等について」のメールが届きますので、津山市電子申請サービスにログインし、修正等を行ってください。

▼

受験申込書及び受験票のダウンロード・印刷

※受理通知を受信した数日後、申込内容照会中の申込詳細に、受験申込書・受験票がアップロードされます（アップロードされた旨のメールが届きます）ので、**印刷してください。**

印刷後、試験当日、**受験番号の記載された**「津山市育児休業代替任期付職員登録試験受験票」を受付に提出してください。

【お問合せ先】
津山市役所　総務部人事課(本庁舎3階)
〒708-8501　岡山県津山市山北 520 番地　TEL:(0868) 32-2043 (直通)
ホームページURL:https://www.city.tsuyama.lg.jp